

議案第78号

訴えの提起について

市営住宅家賃の滞納者に対する住宅明渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する事件について訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

記

1 訴訟の趣旨

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例第40条第1項第2号及び第4項の規定により、住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを請求するもの。

2 訴訟の相手方

当 事 者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
連帯保証人	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

3 訴訟の対象

明渡し物件	[REDACTED]
滞納家賃	[REDACTED]
損害賠償金	[REDACTED]

4 授權事項

上訴、その他本件処理に関する事項

(審議資料)

市営住宅入居者が家賃を滞納しているため、加西市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、入居許可者に対し入居許可を取消し住宅の明渡しを請求したが、未だに明渡しがされていないため、当該住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求について訴訟を提起しようとするもの。

訴訟対象者

